

## 京都ノートルダム女子大学研究紀要要項

### (名称)

第1条 この紀要の名称は、「京都ノートルダム女子大学研究紀要」(英文名称 Bulletin of Kyoto Notre Dame University) とする。

### (発行)

第2条 この紀要は、京都ノートルダム女子大学(以下「本学」という。)における研究・教育の成果を発表する学術研究誌であり、年1回以上の発行を原則とする。

2 発行は紙媒体(B5判)による。

### (編集)

第3条 この紀要は、本学図書館情報センター委員会(以下「委員会」という。)の共同責任制の下に編集される。

### (執筆資格)

第4条 単著の場合の執筆者は本学教職員または本学名誉教授とする。

2 共同執筆の場合は、第一執筆者は本学教職員または本学名誉教授とする。

3 執筆者名はあらかじめ申し込み時に明記する。投稿原稿の執筆者名は申し込み時と同一とする。

### (投稿)

第5条 投稿論文は、紀要同一号に対して1人1篇を原則とする。ただし、共同執筆の場合はこの限りではない。

2 執筆申込期日は別途定め、投稿論文の提出は委員長宛に行うものとする。

### (原稿の種類)

第6条 投稿原稿は、未公刊の原著学術論文、研究ノート、資料のいずれかとする。論文は、研究目的、方法、結論が明確で学術的に価値ある知見を含むものとする。研究ノートは、限定された部分の発見や研究上の問題提議など、論文としてはまとまらないものであっても報告する価値のあるものとする。資料は、調査、統計、実験などの結果の報告で、研究の資料として役立つものとする。なお、委員会の依頼に基づく総説、公的な報告、資料の類はこの限りではない。

### (原稿の構成)

第7条 論文1篇の長さは、本文、図版、図表等を含めて、邦文の場合刷り上がり12頁以内(刷り上がり1頁で1,470字に相当)とする。欧文の場合は6,000語以内とする。

2 邦文原稿には必ず英文の表題を付する。また、英文のアブストラクト(100語以内)を付けることが望ましい。その場合の英文については、委員会が委嘱した校閲者が執筆者と協議することがある。

- 3 英文原稿は、APA、MLA 方式等の標準的な方式を基準とする。
- 4 執筆要領は、別に定める。

(倫理的配慮)

第8条 「京都ノートルダム女子大学研究倫理規程」第4条2項にある「人間を対象とした研究」を扱う原稿に関しては、研究倫理審査委員会の承認を得ていること。ただし、それにより難しい場合は、投稿原稿に利用したデータや事例等について、研究倫理上必要な手続きを経ていること。

(原稿の提出)

- 第9条 原稿は、完全原稿とし、3部を提出する（ただし2部はコピーしたものでよい）。  
 閲読後、電子データを提出する。
- 2 原稿の提出期日は別途定め、原稿の提出は委員長宛に行うものとする。提出締切日を過ぎて投稿された原稿、および著しく不備のある原稿は、原則として受け付けない。

(閲読)

第10条 原稿は委員会委員及び委員会により委任された者が閲読する。原稿の採否は委員会において決定する。委員会は、閲読の結果、原稿内容の加除、修正を求めることができる。

(校正)

第11条 校正は執筆者の責任において行い、再校までとする。校正に際して原文の変更又は追加は原則として認めない。

(執筆者への提供)

第12条 掲載論文の執筆者に対しては、紀要3部と抜刷30部を無料で提供する。これを越える部数については執筆者の実費負担とする。

(著作権)

第13条 掲載された論文などの著作権は、京都ノートルダム女子大学図書館情報センター委員会に帰属する。ただし、執筆者自身が使用する場合はその限りではない。

(公開)

第14条 この紀要の全部又は一部を本学学術機関リポジトリにおいて公開するものとし、「京都ノートルダム女子大学学術機関リポジトリ運用規程」にしたがい、手続きを行うものとする。

附 則

この要項は平成10年7月15日から施行する。

附 則

この要項の改正は、平成12年1月19日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 25 日改正）  
この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 1 月 25 日改正）  
この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 12 月 27 日改正）  
この改正は、平成 23 年 12 月 27 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 26 日改正）  
この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 10 月 22 日改正）  
この改正は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 20 日改正）  
この改正は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 20 日改正）  
この改正は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 7 月 12 日改正）  
この改正は、平成 29 年 7 月 12 日から施行する。